

# 公立大学法人 岐阜県立看護大学における 第2期中期目標・計画の策定及び、第1期中期目標・年度計画の評価について

法人対応業務

県対応業務

- ・第1期中期目標期間 : 平成22年度～27年度 [6年間]
- ・第2期中期目標期間 : 平成28年度～33年度 [6年間]

| 項目             | 実施内容  | 地独法                  | 時 期               |                                       |                          |             |                           |                        |                |             |
|----------------|---|----------------------|-------------------|---------------------------------------|--------------------------|-------------|---------------------------|------------------------|----------------|-------------|
|                |   |                      | 平成27年度            |                                       |                          |             | 平成28年度                    |                        |                |             |
|                |   |                      | 11月11日<br>評価委員会開催 | 12月                                   | 2月<br>評価委員会開催            | 3月          | 6月                        | 7月<br>評価委員会開催          | 8月<br>評価委員会開催  | 9月          |
| 第2期中期目標の策定     | 県は、第1期中期目標の期間が終了するまでに、評価委員会の意見を聴取、議会の議決のうえ、第2期中期目標を定め、法人に指示する。<br>また、県は中期目標を定めるとき、あらかじめ、法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。  | § 25<br>§ 78         | 第2期中期目標(案)の最終確認   | ・第2期中期目標の議決(12月議会)<br>・第2期中期目標の法人への指示 |                          |             |                           |                        |                |             |
| 第2期中期計画の策定     | 法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。<br>県は認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴取しなければならない。  | § 26<br>§ 83         | 第2期中期計画(素案)の検討    | ・第2期中期計画(案)の作成<br>(提出期限: H27.12.31)   | 評価委員の意見反映後の第2期中期計画(案)の確認 | ・第2期中期計画の認可 |                           |                        |                |             |
| 第1期中期目標の業務実績評価 | 法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、第1期中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。<br>評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。<br>県は、議会に報告する。<br>(評価委員会は評価に当たり、認証評価機関の評価を踏まえる。) | § 29<br>§ 30<br>§ 79 |                   | 実施方法の検討                               |                          |             | 第1期中期目標期間中の業務実績の自己評価ヒアリング | 第1期中期目標期間中の業務実績の評価結果確定 | ・評価委員の評価の取りまとめ | ・議会報告(9月議会) |
| 年度評価の実施        | 法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。<br>評価委員会は、法人に評価の結果を通知するとともに、県に報告し公表する。<br>県は、議会に報告する。  | § 28                 |                   |                                       |                          |             | H27年度業務実績の自己評価ヒアリング       | H27年度業務実績の評価結果確定       | ・評価委員の評価の取りまとめ | ・議会報告(9月議会) |